

● 健全化判断比率等の公表について

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布されました。

この法律は、地方公共団体の財政の健全性に関する指標の公表を義務づけるとともに、その健全化比率に応じて財政の早期健全化及び財政の再生等に必要な措置を講じることにより、地方公共団体の財政の健全化を図ることを目的としています。

公表することとなるのは、

- ① 実質赤字比率 (一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率)
- ② 連結実質赤字比率 (全会計を対象とした赤字比率(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率)
- ③ 実質公債費比率 (一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率)
- ④ 将来負担比率 (一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率)

(以下「健全化判断比率という)の4指標と

- ⑤ 資金不足比率 (公営企業の資金不足を、公営企業の財政規模である料金収入に対する比率)です。

平成22年度決算に基づき算定された北竜町の健全化判断比率及び資金不足比率は下表のとおりです。

北竜町の健全化判断比率

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	- %	- %	11.8%	56.4
(早期健全化基準)	15.0%	20.0%	25.0%	350.0%
(財政再生基準)	20.0%	35.0%	35.0%	-

※ 実質赤字額、連結実質赤字額がないため「-(該当なし)」で表示しています。

北竜町の資金不足比率(公営企業会計)

	簡易水道事業会計	農業集落排水事業及び 個別排水処理事業特別会計
資金不足比率	- %	- %
(経営健全化基準)	20.0%	

※ 資金不足額がないため、「-(該当なし)」で表示しています。